

補装具費の代理受領に関する要綱
(平成 18 年 10 月 1 日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、補装具業者による補装具費の代理受領に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、代理受領とは、補装具費支給申請者の委任に基づき、当該申請者に代わり補装具費を請求し、支払を受けることをいう。

(申出書の提出等)

第 3 条 補装具費を代理受領しようとする補装具業者は、事業所ごとに補装具費の代理受領に関する登録申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときには、これを登録し、補装具費代理受領業者登録通知書(様式第 2 号)により申請業者に通知する。

(登録業者の責務)

第 4 条 前条の規定により登録された業者(以下「登録業者」という。)は、関係法令及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補装具費支給対象者の心身状況、介護者の状況、生活環境、補装具に関する希望を勘案し、適切な補装具を販売、貸付け又は修理するよう努めること
- (2) 販売、貸付け又は修理する補装具の内容や費用等について、十分な説明を行うこと
- (3) 補装具の引き渡し後において、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的変化又は病情的変化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良により生じた破損又は不適合を除き、引き渡し後 9 ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、業者の責任において改善すること
- (4) 業務上知り得た個人情報を補装具の販売、貸付け、修理又は補償以外の目的のために利用及び提供しないこと
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定める合理的配慮の提供を行うこと

(変更の届出)

第 5 条 登録業者は、登録事項に変更があったときは、速やかに補装具費代理受領業者登録変更届出書(様式第 3 号)により市長に届け出なければならない。

2 登録業者は、当該事業を廃止するときは、廃止する日の 60 日前までに補装具費代理受領業者登録廃止届出書(様式第 4 号)により市長に届け出なければならない。

(報告等)

第 6 条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、登録業者に対し、報告若し

くは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は職員に関係者に対して質問若しくは照会をさせることができる。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 補装具費の請求に関して不正があったとき
- (2) 前条に規定する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求めに応じず、又は同条の質問若しくは照会に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (3) 補装具の販売、貸付け又は修理に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき
- (4) 本要綱第4条、第5条の内容を遵守しなかったとき
- (5) その他市長が認めるとき

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、補装具費代理受領業者登録取消通知書(様式第5号)により、登録業者に通知する。

(代理受領の手順等)

第8条 登録業者は、補装具費支給申請者との契約により補装具の販売、貸付けまたは修理を行ったときは、当該申請者からの委任に基づき、当該申請者が支払うべき当該補装具の販売、貸付け又は修理に要した費用について、補装具費として支給されるべき額の限度において、代理受領することができる。

- 2 前項の委任をしようとする補装具費支給申請者は、市長に対し、補装具費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書の当該欄に必要な事項を記入して申請するものとする。
- 3 第1項の規定により、代理受領されたときは、補装具費支給申請者に対して補装具費の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、登録業者から補装具費の請求があったときは、速やかに審査の上、支払うものとする。
- 5 登録業者は、第1項の規定により代理受領するときは、補装具費支給申請者から補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部として補装具費支給券に記載された利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 6 登録業者は、利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給申請者に対し、領収書を交付しななければならない。

(実施細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補装具費の代理受領に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(通信技術を利用する方法により手続等を行う場合)

第10条 本要綱第3条、第5条に規定する市長への申請または届け出に係る電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日改正）

この改正は、令和 5 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 8 月 30 日改正）

この改正は、令和 6 年 9 月 1 日から実施する。